

「那覇市議会議員の政治倫理に関する条例の骨子案」に関する市民意見の募集（パブリックコメント）の実施結果について

この度「那覇市議会議員の政治倫理に関する条例の骨子案」につきまして、市民の皆さまからのご意見を広く募集したところ、以下のご意見をいただきましたので、本市議会の考えとともに公表いたします。

9件のご意見につきましては、今後の素案をまとめるうえで参考とさせていただきます。

貴重なご意見をお寄せいただき、心より感謝申し上げます。

- 1 募集期間：令和5年5月17日～令和5年6月7日
- 2 意見提出件数：9件（提出者数3名）
- 3 意見の内容及び本市議会の考え方：以下のとおり

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
1	5 市民からの調査要求	① 議員から職員への直接的なハラスメント、不当な働き掛けがあった場合、職員の個人的立場が弱く、周囲へ相談をし辛い場合もあると想定される。よって、外部の専門的機関へ1人でも相談する事が出来る窓口を設けて欲しい。 ② 調査要求・審査要求については、1人でも可能にして欲しい。	条例制定を機に、市側と連携できればと考えております。 審査等の要求に必要な連署数については議論を重ねた結果、「50人以上」とすることとしておりますが、市長等を通して、審査等の要求をすることができることを規定する予定としております。
2	3 働きかけの禁止について	今回の久高議長の働きかけに対する議長室でのやり取りは市民を愚弄する行為で議員失格である。 今回のような行為があれば、即刻議員辞職するような仕組みをつくるのが、市長や議会の役割だと考えます。	審査会において、政治倫理規準に違反する行為の確認や議員に対する措置等について審査を行い、必要な措置を講ずる議決等を行うことを規定する予定としております。

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
3	1 目的	<p>① 本条例制定の動きは以前からあったことでしょうか（全国的な制定への動きなど）、やはり「議長の議長室での現金の受け渡しという破廉恥な行為」に端を発するものだと思います。 → 条例を提案する際には、この制定に至った（制定を前倒しするに至った）市議会における破廉恥な事実及び議会・議員個人としての大いなる反省を表明（本会議の提案理由で説明）することが大切でしょう。</p> <p>② 適用対象を「議員のみ」にするのは当然です。まずは「隗より始めよ」。「(議会・議員の) 自浄力」を市民は期待しています。</p>	<p>条例を制定するに至った経緯等については、本条例を上程する際の提案理由で説明したいと考えております。</p>
4	2 議員の責務	<p>「議員の責務」に関しては、那覇市議会基本条例の前文・第1条 目的・第4条 議員の活動原則で高らかに宣言され、かつ第9章として独立の章を設け第26条に「議員の政治倫理」が規定されている。</p> <p>にもかかわらず、今回「条例として」新規に提案するのは、</p> <p>→ア 「那覇市議会議員の政治倫理」については「議員の倫理・責務」に関しては独立して条例に規定する必要があるほど喫緊の課題だからなのか？</p> <p>→イ 那覇市議会議員の政治倫理に関することだから、「条例」ではなく「規程」でも構わないのではないのか？</p> <p>→ウ この条例は、市民一般にまでを適用対象とする条例というより議員みずからを律する「宣言的条例」なのか？</p> <p>※ この際、宣言的条例であっても必要なら制定すべきでしょう。</p>	<p>前議長による議長室での金銭授受の立ち会いに関する不祥事について、議会全体の問題として厳粛に受け止め、厳正に対処すべきものと考えております。二度とこのような不祥事が起こらないよう、早期に条例の制定が必要との考えによるものです。</p> <p>なお、条例は、具体的な措置等を規定し、実効性を担保するものとなっております。</p>

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
5	3 働きかけの禁止	<p>① 議員みずからを律する政治倫理に関する条例なのに、唐突もなく「議員への働きかけ」が出てきて大きな違和感あり。 ※ 「何人」や「市民」との関係を規定したいがために条例制定が必要なのか？ ※ 仮に規定するならば第三者的「何人」ではなく、二元代表制として緊張関係にある市長等執行機関との関係を(今後)検討・規定する必要があるのでは？</p> <p>② そもそも「何人の・・・議員への働きかけ」に関して規定する必要性があるのだろうか？</p>	<p>一義的には、議員自らを律するものでありますが、政治倫理を遵守するためには、市民の協力も不可欠であるとの考えから、条例に規定することを予定しております。</p> <p>また、「何人」については、市民のみではなく、団体等からの働きかけなども想定したものとしております。</p>
6	4 政治倫理規準	<p>・ 最近よくニュースで耳にするのは議員の「酒酔い運転」、「暴力」、「ヘイトスピーチ」です。 ※ このような行為についても規定されるのでしょうか？</p>	<p>信用若しくは信頼を著しく失墜させる行為、人権侵害のおそれがあるハラスメント行為など規定する予定としております。</p>
7	5 市民からの調査要求	<p>① 市民からの調査要求を待つまでもなく、議会・議員が率先して政治倫理にもとる(逸脱する)行為を行った議員に対する速やかな対応が求められているのでは？</p> <p>② 市民からの調査要求がなければ気付かないほど、那覇市議会議員の危機管理能力・自浄能力は低下しているのかと疑ってしまいます。</p> <p>③ 「調査要求」の規定が必要なのか？</p>	<p>議会の自浄能力として、速やかな対応はもちろんのことでありますが、市民のみなさまも調査要求ができるということを規定するものであります。</p> <p>また、議員の責務として、政治倫理規準に違反する行為があると疑惑を持たれたときは、議員自ら誠実な態度をもって、率先して事実を明らかにし、説明を行い、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にすることを義務付ける予定としております。</p>
8	6 審査会の設置・組織等	<p>① 審査会等については、外部委員ではなく、議員みずからが責任を持って対応すべきではないのでしょうか？</p> <p>② 「審査会」の規定が必要なのか？</p>	<p>客観的、専門的に判断してもらうために、外部委員による審査会が必要と考えております。</p>

No.	該当箇所	ご意見の内容	市議会の考え方
9	7 問責制度	<p>議会・議員の存在、あり方、活動などを規定するものとして、全国レベルでは 憲法→地方自治法→会議規則・委員会条例 etc 地方議会レベルでは 議会基本条例→様々な規程 etc が存する現状において、議会内の逸脱行為については「懲罰」として「除名・出席停止・陳謝・戒告」があり、本条例では議会内外を問わず「議員の逸脱（政治倫理にもとる行為）」についての「問責制度」を定めているものと思われるが、</p> <p>ア 問責の具体的対応が、「犯罪行為で逮捕・起訴された議員」に対する「説明会開催・釈明機会の付与」、「有罪確定時の議員辞職手続き等」のみだけでいいのだろうか？</p> <p>イ 自治法の「懲罰の種類」に対応すべく・・・本条例はあくまでも事実上の議会の自浄作用としての制裁(問責)行為となろうが・・・当該議員に対する「辞職勧告決議→議会内での役職(議長や委員長の役職等)辞職措置→全員協議会など事実上の議員全員が参加する会議の場における釈明・陳謝や議長からの注意・勧告・訓告」などなどのいわゆる「那覇市議会独自の自主的な問責制度」を検討する必要はないでしょうか。</p>	<p>審査会が、政治倫理規準に違反する行為があったと認定した場合における議員に対する措置を規定する予定としております。</p> <p>また、議員の責務として、政治倫理規準に違反する行為があると疑惑を持たれたときは、議員自ら誠実な態度をもって、率先して事実を明らかにし、説明を行い、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にすることを義務付ける予定としております。</p>